平成２４年（フ）第１５１１０号
東京都台東区谷中３丁目14―６―203
債務者　高橋　時夫
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１３号
東京都青梅市東青梅３丁目６番地の１東青梅シティーハイツ501
債務者　高橋　裕子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３３３号
東京都昭島市昭和町１丁目５番16―101号
債務者　中嶋　正雄
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４４号
東京都西東京市下保谷２丁目６―11―402
債務者　高橋　州司
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４７号
静岡市清水区北脇新田361番地の１　カーサ・エミ101
債務者　大嶋　真弓
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８６号
東京都足立区千住柳町11―７―101
債務者　佐藤　かね
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８号
東京都清瀬市竹丘２丁目９―23―305
債務者　高橋　新治
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４３号
東京都練馬区関町北３丁目37―８―102
債務者　小嶋　智行
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６８号
東京都江戸川区西小岩３丁目28―14―108
債務者　石原　理人
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７３号
神奈川県川崎市川崎区昭和２丁目15―12
債務者　磯島　和博
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７８号
東京都練馬区谷原３丁目12―３―101
債務者　高階　英記
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８５号
東京都中野区上高田１丁目37―18―206
債務者　神谷　順一
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８７号
東京都葛飾区東四つ木３丁目32―４―101
債務者　中澤　正雄
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８８号
東京都中央区勝どき３丁目２―13―804
債務者　岡橋　利幸
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９０号
東京都江戸川区松島２丁目33―５―303
債務者　則近　　舞（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０６号
東京都足立区南花畑４丁目１―７―202
債務者　植木　道男
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部